

2019年12月12日 全5頁

会社法改正法、成立

株主提案権について修正

金融調査部 主任研究員
横山 淳

[要約]

- 2019年12月4日、会社法の一部を改正する法律（会社法改正法）が参議院本会議で可決され、成立した。
- その主な内容は、①株主総会資料の電子提供、②株主提案権、③取締役の報酬等（株式報酬等を含む）、④補償契約（会社補償）、役員等賠償責任保険契約（D&O 保険）、⑤社外取締役の設置義務、⑥業務執行の社外取締役への委託、⑦社債の管理、⑧株式交付（自社株式等を対価とする TOB など）などである。
- なお、会社法改正法は、衆議院において修正議決がなされ、②株主提案権の見直しにつき、当初盛り込まれていた、不適切な内容の提案の制限（「専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的」などによる株主提案の制限）は削除された。
- 主要部分は、公布日から起算して1年6月以内の政令指定日から施行される。ただし、①株主総会資料の電子提供は、公布日から起算して3年6月以内の政令指定日から施行される。

会社法改正法の成立

2019年12月4日、第200回国会（臨時会）において次の法律が可決、成立した。

◇会社法の一部を改正する法律¹（会社法改正法）

◇会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律²（整備法）

¹ 提出時法案が法務省のウェブサイト（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00252.html）に掲載されている。

² 提出時法案が法務省のウェブサイト（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00253.html）に掲載されている。

これらは、2019年2月に法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会で取りまとめられた「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱」（要綱）³を踏まえ、会社法及びその関連法を改正するものである。会社法改正法の主要ポイントをまとめると次のようになる。なお、特に断らない限り、上場会社を念頭に置いている。

図表 1 会社法改正法の主要ポイント

①株主総会書類の電子提供	<p>◇株主の個別の承諾を得なくても、株主総会参考書類、計算書類、事業報告などの電子提供を可能とする仕組みを創設</p> <p>◇上記の電子提供制度は、上場会社等（注1）には強制適用される</p>
②株主提案権（数の制限）	<p>◇濫用的な株主提案権の行使を制限するため、株主提案できる議案数を「10」に制限（注2）</p>
③報酬等の決定方針	<p>◇次の a. 又は b. に該当する株式会社の取締役会は「報酬等の決定方針」（注3）を決定しなければならない（注4）（注5）。</p> <p>a. 監査役会設置会社（公開会社（注6）、かつ、大会社（注7）であるものに限る）であって、株式について有価証券報告書の提出義務があるもの</p> <p>b. 監査等委員会設置会社</p>
④株式報酬等	<p>◇株式報酬や新株予約権報酬などを付与する場合の株主総会決議事項を明確化する</p> <p>◇上場会社においては、株式報酬に伴う金銭の払込み、新株予約権報酬の権利行使に際しての出資を不要とすることができる</p> <p>◇すなわち、報酬としての無償での株式の付与や行使価格ゼロ円のストックオプションが可能となる</p> <p>◇ただし、取締役（注8）（取締役であった者を含む）以外の者による株式引受け、新株予約権行使は不可</p>
⑤補償契約（会社補償）／役員等賠償責任保険契約（D&O 保険）	<p>◇会社法上、補償契約、役員等損害賠償責任保険契約に関する規定を設け、これらの契約の締結が可能であることを明文化する</p> <p>◇これらの契約の内容や手続の適正を担保するために一定の規律付けを行う</p>
⑥社外取締役の設置義務	<p>◇次のいずれにも該当する株式会社に対して、社外取締役を1名以上置くことを、会社法上、義務付ける</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査役会設置会社 ・ 公開会社（注6）、かつ、大会社（注7） ・ 株式について有価証券報告書の提出義務がある

³ 法務省のウェブサイト（<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900394.html>）に掲載されている。

⑦業務執行の社外取締役への委託	<p>◇利益相反など（社内）取締役が会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときは、その都度、取締役会決議によって、業務の執行を社外取締役に委託することができる</p> <p>◇例えば、MBO などの場面を念頭に、一定の場合に、取締役会が社外取締役に業務の執行を委託することができるとする「セーフハーバー」を新設するもの</p>
⑧社債の管理（社債管理補助者）	<p>◇社債管理者不設置債を対象に、新たな社債管理機関の仕組み（社債管理補助者）を創設する</p> <p>◇平時・有事における権限・責任を社債権者にとって必要最低限のものに限定する代わりに、その必要最低限の機能については、十分に発揮させることを意図している</p>
⑨株式交付	<p>◇株式会社が、他の株式会社を子会社化しようとする場合に、通常の新株発行や自己株式処分手続によらず、自社（親会社となる会社）の株式を、原則、株主総会と特別決議に基づき、対象会社（子会社となる会社）の株式に交付する手続を創設する</p> <p>◇上場会社の場合、いわゆる自社株対価 TOB などと組み合わせて用いることが想定されている</p>
⑩責任追及等の訴えに係る訴訟における和解	<p>◇取締役や執行役などの責任追及等の訴えに係る訴訟（いわゆる株主代表訴訟など）で和解をするには、監査役や監査委員などの同意を得なければならない</p>
⑪議決権行使書面の閲覧等の拒否事由	<p>◇議決権行使書面の閲覧謄写請求等に当たっては、その請求の理由を明らかにして行使しなければならない</p> <p>◇議決権行使書面の閲覧謄写請求権等の濫用的な行使に対して、企業が拒絶できる事由を明文化する</p>
⑫新株予約権に関する登記	<p>◇新株予約権の募集事項の決定に当たって、その払込金額の算定方法を定めた場合において、登記申請時までに払込金額が確定していないときは、（払込金額ではなく）その算定方法を登記する</p>
⑬支店の所在地における登記廃止	<p>◇支店の所在地における登記を廃止する</p>
⑭取締役等の欠格条項の見直し	<p>a. 取締役等の欠格条項から、成年被後見人、被保佐人を削除する。</p> <p>b. 上記 a. に伴う規律の整備を行う</p>

（注 1）正確には、振替機関（ほふり）が取り扱う株式の発行会社

（注 2）不適切な内容の株主提案の制限は、衆議院における修正議決で削除された

（注 3）正確には、「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針として、法務省令で定める事項」。具体的には、例えば、取締役の個人別の報酬等についての報酬等の種類ごとの比率の決定方針、業績連動報酬等の有無・その内容の決定方針、取締役の個人別の報酬等の内容の決定方法（代表取締役に決定を再一任するかどうか等を含む。）に関する方針等が想定されている（神田秀樹『会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案』の解説〔Ⅲ〕』（『旬刊商事法務』No. 2193（2019年3月15日）p. 5、商事法務研究会）

（注 4）取締役の個人別の報酬等の内容が定款又は株主総会の決議により定められているときは、この限りではない

（注 5）指名委員会等設置会社については、現行法上も報酬委員会が執行役及び取締役（会計参与設置会社の

場合は、会計参与も)の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めなければならない

(注6) 定款上、譲渡制限のない株式を発行することができる株式会社のこと

(注7) 資本金5億円以上、又は負債総額200億円以上の株式会社のこと

(注8) 指名委員会等設置会社の場合、執行役又は取締役

(出所) 会社法改正法、整備法を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

衆議院における修正議決～「不適切な内容の株主提案の制限」を削除～

会社法改正法は、衆議院において原案から修正議決が行われている。

原案においては、濫用的な株主提案権の行使を制限するため、株主提案できる（正確には、会社法305条1項に基づき議案の要領の通知を請求できる）議案数の制限（図表1②）に加え、不適切な内容の株主提案を制限する規定（図表2）が設けられていた。

図表2 原案における「株主提案権」（不適切な内容の制限）

不適切な内容の制限	<p>◇次のいずれかに該当する場合には株主提案権の行使を認めない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で株主提案を行う場合 ・株主提案により株主総会の適切な運営が著しく妨げられ、株主の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合
-----------	--

(出所) 提出時（修正前）の「会社法の一部を改正する法律案」を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

この規定が衆議院における修正議決により、削除された。その理由としては、濫用的な権利行使に対しては既に民法の一般規定が存在することや、文言上、権利濫用を理由に拒絶される範囲が拡大する可能性、あるいは権利濫用に当たらないのに拒絶される可能性が否定できず、経営陣により恣意的な運用がなされる危険性があること、などが危惧されたようである⁴。

もっとも、仮に、不適切な内容の株主提案を制限する規定が原案の通り設けられたとしても、立証の困難性などから、有効に濫用的な株主提案を排除できるか、疑問が示されていた⁵。その意味では、私見だが、修正による実務への影響は限定的であるようにも思われる。

なお、会社法改正法で明文化された議決権行使書面の閲覧等の拒否事由（図表1⑪）の中にも類似の規定（「請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき」）があるが、こちらは削除されていない。

⁴ 令和元年11月22日衆議院法務委員会会議録など参照。

⁵ 例えば、平成30年5月9日開催会社法制（企業統治等関係）部会第11回会議資料18『会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案』に対して寄せられた意見の概要」p.39など
<http://www.moj.go.jp/content/001263834.pdf>。

施行日

会社法改正法は、公布日から起算して1年6月以内の政令指定日から施行される。

ただし、株主総会資料の電子提供（図表1①）、支店の所在地における登記廃止（図表1⑬）に関する改正は、公布日から起算して3年6月以内の政令指定日から施行される。